

大阪大学薬学研究科放射性同位元素実験室放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪大学薬学研究科放射性同位元素実験室における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いを規制し、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、大阪大学薬学研究科放射性同位元素実験室に立ち入る全ての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------------|------------------------------|
| (1) 予防規程 | 大阪大学薬学研究科放射性同位元素実験室放射線障害予防規程 |
| (2) 総長 | 法人の代表者である学長 |
| (3) 薬学研究科R I 実験室 | 大阪大学薬学研究科放射性同位元素実験室 |
| (4) 薬学研究科 | 大阪大学薬学研究科 |
| (5) 薬学研究科長 | 大阪大学薬学研究科長 |
| (6) 保健センター | 大阪大学保健センター |
| (7) 主任者 | 法に規定する放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者 |
| (8) 主任者補佐 | 主任者の職務を補佐するための放射線取扱主任者補佐 |
| (9) 主任者等 | 主任者及び主任者補佐 |
| (10) 立入者 | 管理区域に立入るすべての者 |
| (11) R I | 放射性同位元素 |
| (12) 汚染物 | R I によって汚染された物及び汚染されたおそれのある物 |
| (13) 放射性廃棄物 | R I 及び汚染物の廃棄物 |
| (14) 法定密封線源 | 法の基準により密封されたRI として登録された線源 |
| (15) 協会 | 社団法人日本アイソトープ協会 |
| (16) 施行規則 | 昭和35年総理府令第56号 |

(放射線障害防止に関する組織及び職務)

第4条 薬学研究科R I 実験室における放射線障害防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。

第4条の2 薬学研究科に、放射線障害の予防に必要な事項を審議するため、放射線安全委員会を置く。

第4条の3 薬学研究科長は、薬学研究科R I 実験室における放射線障害の発生の防止に関する業務を総括する。

2 薬学研究科長は、第1項の職務を遂行するに当たっては、主任者の意見を尊重しなければならない。

第4条の4 放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、放射線取扱主任者を置く。

2 放射線取扱主任者の選任については、薬学研究科の職員のうち第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から総長が行うものとし、総長はこれを薬学研究科長に専決させるものとする。

3 放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、放射線取扱主任者の代理者を置く。放射線取扱主任者の代理者の選任についても、前項の規定を準用する。

4 前2項に掲げる選任を行った場合は、総長に届出るものとする。

第4条の5 主任者は、前条第1項の職務を行うため、次の各号に掲げる実務に当たる。

- (1) 予防規程の改正等への参画
- (2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (3) 立入検査等の立会い
- (4) 薬学研究科長に対する意見の具申
- (5) 安全委員会の開催の要求
- (6) 使用状況等並びに放射線施設、帳簿及び書類等の監査
- (7) 関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示
- (8) 危険時等の対策及び措置
- (9) その他放射線障害防止に関する必要事項

第4条の6 薬学研究科長は法第36条の2の規定に基づき、放射線取扱主任者に選任後1年以内（選任前1年以内に受講していた者は、その受講後3年以内）、その後は3年以内ごとに、定期講習を受講させ

なければならない。

第4条の7 放射線施設の維持・管理、ならびにR I等を安全管理し、放射線障害の発生を防止するため薬学研究科R I実験室に管理室を置く。

2 管理室に管理室長を置き、薬学研究科長が委嘱する。

(登録)

第5条 薬学研究科R I実験室において、R I等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、登録されなければならない。

2 前項の規定により登録された者以外の者は、放射線業務に従事し、又は管理区域に立ち入ってはならない。ただし、管理区域に、薬学研究科長の許可を受けて一時的に立ち入る者はこの限りでない。

(点検及び施設の維持管理)

第6条 管理室長は、放射線施設を法令に定める技術上の基準に適合させるため、6月を超えない期間ごとに所定の要領に従い点検を行い、その結果を記録する。

2 前項の点検により異常を認めるときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた措置を主任者及び薬学研究科長に報告しなければならない。

3 管理室長は、年度毎に放射線管理状況報告書を作成し、所定の期日までに主任者を通じて、薬学研究科長に提出しなければならない。

4 薬学研究科長は、前項の放射線管理状況報告書を受領したときは、所定の期日までに総長を通じて文部科学大臣に提出しなければならない。

5 薬学研究科長は、管理区域の外に通ずる扉、R I貯蔵室及び廃棄物保管室の扉を施錠し、管理室長にそのかぎを厳重に管理させ、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を記録させなければならない。

(管理区域に関する遵守事項)

第7条 立入者は、この規程を遵守するとともに、薬学研究科長及び主任者等が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。

2 管理区域に一時的に立ち入る者は、薬学研究科長の許可を得なければならない。

3 立入者は、管理区域への立入りに際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理区域内立入記録に所定の事項を記録すること。ただし、入退室管理装置作動中はこの限りではない。

(2) 個人被ばく線量等の適切な放射線測定器を着用して、継続的に測定すること。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でない者にあつては、外部被ばくまたは内部被ばくにおいての実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。

(3) 専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。

(4) 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等R Iを体内に摂取するおそれがある行為を行わないこと。

(5) R Iを体内摂取した時、又はそのおそれがあるときは、主任者の指示に従うこと。

(6) 退出する時は、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のある時は、除染を行い、もし除染ができない場合は主任者の指示に従うこと。

(7) 管理区域から器具等を持ち出す場合には、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。

4 管理室長は、管理区域の入口にR I等の取扱いに関する注意事項及び貯蔵室の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

第7条の2 主任者は、R I等の取扱い方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又はR I等の使用禁止等必要な措置を講じることができる。

(R Iの運搬)

第8条 R I等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行なわなければならない。

2 前項の取扱いについては、運搬責任者を定めるものとし、運搬責任者は、主任者等の指導のもとに、当該放射線業務従事者に対し適切な指導を与えるものとする。

(R Iの移動と事前承認)

第9条 薬学研究科R I実験室で使用するR Iを購入する場合、又はR I、汚染物並びに放射性廃棄物を

外部から搬入し、もしくは外部へ搬出する場合には、それぞれの種類、数量、日時及び性状等についてあらかじめ所定の手続きにより主任者の承認を得なければならない。

(R Iの登録)

第10条 薬学研究科R I実験室で使用又は保管するR Iは、すべて所定の方法により登録しなければならない。

(R Iの使用)

第11条 R Iの使用に際しては、次の各号に定める事項を厳守するほか、主任者等の指示に従わなければならない。

- (1) R Iの使用に当たっては使用責任者を定め、それぞれの種類に応じて指定された場所においてのみ使用すること。また、使用責任者は、放射線業務従事者に適切な指示を与えること。
- (2) 各作業室について定められた1日最大使用数量の10分の1以上のR Iを使用する予定の作業は、事前に主任者に申告し、必要な指示を受けて行うこと。
- (3) R Iの使用に際しては、所定の手続きを行うこと。
- (4) 経験の少ない者は、R Iの取扱いに関して十分な知識と経験を有する者の同伴を得て作業を行うこと。
- (5) 夜間、休日等には単独で作業を行わないこと。
- (6) 使用に際して生じる排気、排水を含む廃棄物の種類と量及び周囲に与える汚染等の予想を立て、処理方法を計画しておくこと。
- (7) 使用する核種とその数量、それに伴う放射線の種類と線量、遮蔽の方法とその効果、取扱物質の性質、特にその空气中飛散の可能性、取扱操作の方法、所要時間等に関する調査検討を行い、被ばくに対する事前評価を励行し、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。
- (8) 放射線の量、空气中濃度又は身体、着衣及び周辺のもの表面汚染等について、適切な測定機器を用いて測定を行いながら作業すること。特に予想外の事態の発生には注意すること。
- (9) 作業室内の換気が正常に行われていることを確認すること。
- (10) R Iを含む気体、粉塵等を飛散させるおそれのある作業を行うときには、グローブボックス又はフード内で換気装置を働かせて行うこと。飛散のおそれのある試料には加湿、浸油あるいはカバーをかけるなど飛散を防止する対策を講じること。
- (11) 汚染するおそれのある物品の表面は、ポリエチレンろ紙、ポリエチレンシート、粘着テープ、ペンキ、ワックスなどによって覆い、除染を容易にできる対策を立てておくこと。
- (12) R Iの容器には、取扱中は必ず所定の標識を付けて、R Iの所在を明示すること。
- (13) 容器の破損、転倒等の事故により、汚染が拡がるおそれのあるときは、バットなどの受皿を準備すること。
- (14) 取扱いに当たっては、原則として、防護衣、帽子、手袋、マスク、眼鏡及びハンドクリーム等の使用により、できるかぎり人体の汚染を防止すること。
- (15) 液体状のR Iをピペット等で吸い上げる場合は、口で吸い上げないこと。
- (16) 固体状のR Iを取り扱う場合には、ピンセット及び鉗子等適当な器具を用いること。
- (17) 多量のR Iの飛散又は広範囲の汚染に気付いたときには、直ちに管理室に通報し、応急の措置を講じること。
- (18) 身体の汚染は、即刻除去すること。
- (19) 身体の除染には、ぬるま湯、浴用石鹸、中性洗剤又は柔らかいブラシ等によりできるだけ皮膚を痛めない方法を用いること。
- (20) 除染操作は、適切な測定により、常にその有効性を確かめつつ行うこと。
- (21) 汚染を発見した者は、できるだけ周囲の人の協力を得て、二次汚染の拡大及び無駄な廃棄物の発生の防止に留意しつつ、除染作業を行うこと。
- (22) R Iによって汚染され、表面密度限度を超えた物及びその物が置かれた場所には、所定の標識を掲げること。
- (23) 汚染事故は、その終始を記録に残すこと。

2 法定密封線源の使用に際しては、関係法令及び前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の前に、放射線測定器による漏洩放射線の測定により密封状態が正常であることを確認すること。

- (2) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行なうこと。
- (3) 遠隔操作装置、鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 使用中は、表示等により、他の者が作業室へ立ち入る事のないような措置を講じること。
- (6) 使用中における周囲の1センチメートル線量当量率を測定し、安全を確保すること。
- (7) 使用を終えたときは、直ちに線源を収納し、収納の不完全等による放射線の漏洩や破損による汚染のないことを、放射線測定器によって確認すること。

(R Iの保管)

第12条 R Iの保管に際しては、次の各号に掲げる事項に従って行うほか、主任者等の指示に従わなければならない。

- (1) R Iの保管に当たっては、保管責任者を定め、すべて指定されたR I保管場所にて行うこと。
 - (2) R Iの保管に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。
 - (3) R Iは、こぼれにくく、かつ、浸透しにくい容器に入れ、さらに受皿を用いるなど、汚染を防ぐ十分な措置を講じること。
 - (4) 保管容器の表面には、その内容物の登録番号、種類、数量、保管責任者名等を表示すること。
 - (5) R Iの保管には、その種類及び数量に応じて適当な遮蔽をほどこし、人が立ち入る場所に6マイクロシーベルト毎時以上の放射線の漏れが生じないようにすること。ただし、通常の方法でこの基準によりがたい時は、その付近に人が容易に近づかないように適切な措置を講じること。
 - (6) 空気を汚染するおそれのあるR Iを保管する場合には、これを気密な容器に入れることにより、貯蔵施設内の人が呼吸する空気の濃度が、空气中濃度限度を超えないようにすること。
- 2 主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えてR Iを保管しないように監督しなければならない。
- 3 保管責任者は、1年を超えない期間ごとに保管の実態を点検し、その結果を管理室長に報告しなければならない。

(R Iの廃棄)

第13条 R I、汚染物又は放射性廃棄物は、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。

- 2 R I、汚染物又は放射性廃棄物を廃棄する場合には、次の各号に定める事項に従って行うほか、主任者の指示に従わなければならない。
- (1) 放射性廃棄物の保管廃棄は、指定された廃棄物保管室で行うこと。
 - (2) R I等の廃棄に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入し、廃棄物の表面に所定の事項を記入すること。
 - (3) 放射性廃棄物は、可能な限り協会への引渡しとすること。ただし、協会へ引渡しできない核種、形状等の放射性廃棄物が生じた場合は、主任者の指示する分類及び方法に従って保管廃棄すること。
 - (4) 放射性廃棄物は、協会指定の分類に合うように所定の容器等に保管廃棄すること。その際、できるだけ体積を小さくするよう努めること。
 - (5) 液体状放射性廃棄物は、原則として流しに放流しないこと。特に、 ^{90}Sr 及び α 線を放出するR Iを含む放射性廃棄物は、流しに放流してはならない。ただし、水溶性放射性廃棄物は、主任者が放射線障害の発生するおそれがないと認めるときは、廃棄設備によって廃棄することができる。
 - (6) 気体状放射性廃棄物の処理又は高レベル放射性廃棄物の処理については、主任者の指示に従わなければならない。
 - (7) 放射性有機廃液のうち焼却処理が可能な廃液の処理の方法については、大阪大学ラジオアイソトープ総合センター放射性有機廃液焼却装置使用要領に従うこと。
 - (8) 高レベル放射性廃棄物の処理については、主任者の指示に従わなければならない。
- 3 法定密封線源の廃棄に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、主任者等の指示に従わなければならない。
- (1) 法定密封線源は、廃棄してはならない。
 - (2) 法定密封線源を廃棄業者等に引渡す場合は、主任者にその旨を申告し指示に従わなければならない。

(測定)

第14条 薬学研究科長は、放射線の量、R Iによる汚染の状況等についての測定を、主任者の指示に従って次の各号について行うものとする。

- (1) 放射線の量
 - イ 作業室
 - ロ R I 貯蔵室
 - ハ 廃棄物保管室
 - ニ 廃棄作業室、有機廃液保管庫
 - ホ 排気、排水設備
 - ヘ 汚染検査室
 - ト 管理区域の境界
 - チ 事業所の境界
- (2) R I による汚染の状況の測定（表面密度、空气中又は水中濃度）
 - イ 作業室
 - ロ R I 貯蔵室
 - ハ 廃棄物保管室
 - ニ 廃棄作業室、有機廃液保管庫
 - ホ 排気設備の排気口
 - ヘ 排水設備の排水口
 - ト 汚染検査室
 - チ 管理区域の境界

2 前項の測定は、作業開始前に1回、作業開始後にあつては1月を超えない期間（密封された放射性同位元素を固定して 使用する場合にあつては6月を超えない期間）ごとに1回行わなければならない。ただし、排気、排水設備については、排気又は排水のつど行う。

3 前項の規定にかかわらず、汚染の生じたと考えられる場合にはそのつど測定する。

4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。

5 第1項の測定は、放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、この測定が困難な時は計算により行うことができる。

6 第1項及び第3項の測定結果は、所定の用紙に記録し、薬学研究科長の責任において、年度ごとに取りまとめて5年間保管しなければならない。

第15条 放射線業務従事者は、個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用し、着用期間終了ごとに管理室に提出しなければならない。その際、外部被ばく線量の測定は大阪大学個人被ばく線量の測定要項により行い、放射線測定器を用いて測定することができない場合は、計算によって算出することとする。また、内部被ばく線量についても同要項により行うものとする。

2 前項により管理室へ提出された放射線測定器は、主任者の指示に従い、線量計測業者もしくは管理室が、測定するものとする。

3 放射線業務従事者が他の使用施設で放射線作業を行う時も、前2項に準ずるものとする。

4 第2項及び第3項の測定結果は、薬学研究科長が管理し、薬学研究科 R I 実験室事務部において保管する。また、薬学研究科長は、その記録の写しを記録のつど本人に交付しなければならない。

5 薬学研究科以外の部局に登録された放射線業務従事者の個人被ばく線量は、所属部局の主任者の指示のもとに所属部局において測定するものとし、当該部局長は、その記録の写しを記録のつど薬学研究科長に提出するものとする。

（教育訓練）

第16条 薬学研究科長は、放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する前については、法に定める項目及び時間数の教育及び訓練を、管理区域に立ち入った後又は放射線業務の開始後は、1年を超えない期間ごとに法に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法に定める項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると薬学研究科長が認める者については、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。

3 薬学研究科長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

（健康診断）

第17条 薬学研究科長は、放射線業務従事者に対し、大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により健康診断を受けさせ、その記録の写しをそのつど、主任者及び本人に交付しなければならない。ただし、薬学研究科以外の部局に所属する放射線業務従事者にあつてはその所属部局長が行い、そ

の結果を薬学研究科長に報告するものとする。

2 薬学研究科長は、前項の放射線業務従事者の健康診断の結果に応じ、保健センター長及び主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとる。

- (1) 要注意の場合 作業時間の短縮、作業の内容制限
- (2) 要制限の場合 配置転換
- (3) 要療養の場合 休養加療

3 健康診断の結果の記録の写しは、薬学研究科長が管理し、薬学研究科 R I 実験室事務部において保管する。

(放射線業務従事者の転出等の際の措置)

第17条の2 薬学研究科長は、放射線業務従事者が配置換え、転出又は退職等により異動する場合は、当該放射線業務従事者の取扱等に係る R I 等の他の放射線業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第18条 安全管理に必要な帳簿は、次の各号に掲げるとおりとし、薬学研究科長は、必要事項を確実に記帳させなければならない。

- (1) R I の受入れ、払出しに関する帳簿
- (2) R I 使用に関する帳簿
- (3) R I 保管に関する帳簿
- (4) R I 廃棄に関する帳簿
- (5) R I 運搬に関する帳簿
- (6) 放射線の量及び汚染の測定に関する帳簿
- (7) 放射線業務従事者の被ばく線量に関する帳簿
- (8) 放射線業務従事者の健康診断に関する帳簿
- (9) 教育訓練に関する帳簿
- (10) 放射線業務従事者の登録簿
- (11) 管理区域立入記録
- (12) 施設の保守点検記録
- (13) 第6条第5項に定める記録

2 主任者は、帳簿を点検する。

3 帳簿は、毎年4月1日に開設し、翌年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖するものとし、放射線業務従事者の線量測定並びに健康診断に関する帳簿は、薬学研究科 R I 実験室事務部において永年保存し、その他は管理室が5年間保存する。

(地震等の災害時における措置)

第19条 地震、火災その他の災害が起こった場合には、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 薬学研究科長は、前項の通報を受けたときは、直ちに放射線施設を点検しなければならない。

3 地震については、気象庁の発表する震度4以上のものを対象とする。

(危険時の措置)

第20条 地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 主任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに災害の防止、避難警告その他法令の定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、薬学研究科長及び文部科学省の担当部局に通報しなければならない。

3 主任者は、緊急事態の通報を受けた場合、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、薬学研究科長に状況を報告しなければならない。

- (1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がいる場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。
- (2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。
- (3) R I を他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周辺には縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の立入りを禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。

(4) 緊急作業に従事する者は、主任者の指示に従うこと。

4 薬学研究科長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

(事故時の措置)

第21条 第1号から第8号までに掲げる事故が発生したときは、別表2に定める連絡通報体制に、第9号に掲げる事故が発生したときは別表3に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

(1) R Iの盗取又は所在不明が発生した場合

(2) 気体状のR I等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(3) 液体状のR I等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(4) R I等が管理区域外で漏えいしたとき(施行規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていないR Iの使用した場合を除く。)

(5) R I等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)

(ア) 漏えいした液体状のR I等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

(イ) 気体状のR I等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

(6) 施行規則第14条の7第1項第3号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

(7) R I等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

(8) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(9) 管理下でないR I等が発見されたとき。

2 薬学研究科長は、第1項第1号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

附 則

1 この規定は、平成13年4月1日から施行する。

2 大阪大学薬学部放射性同位元素実験施設放射線障害予防規定(昭和50年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

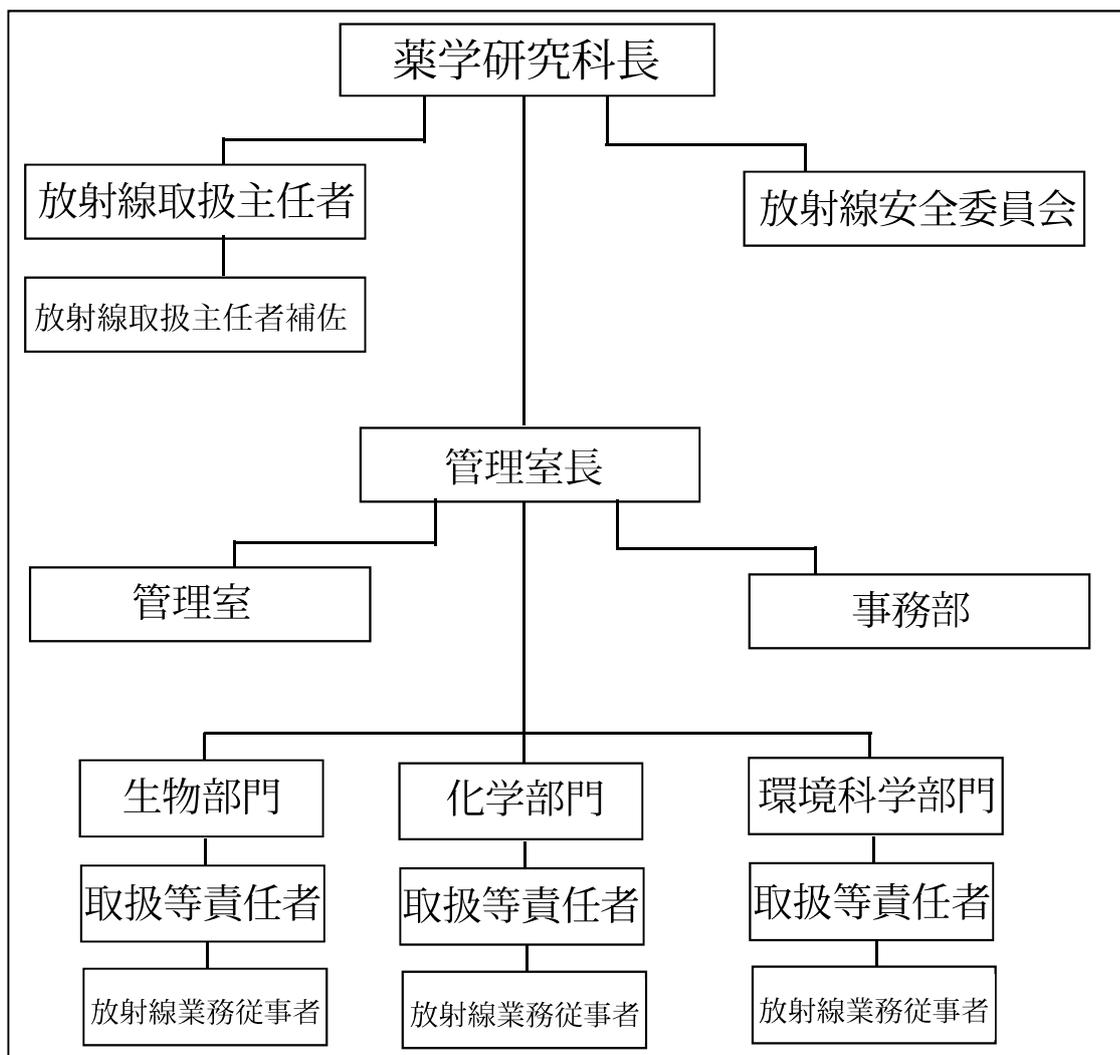
この改正は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

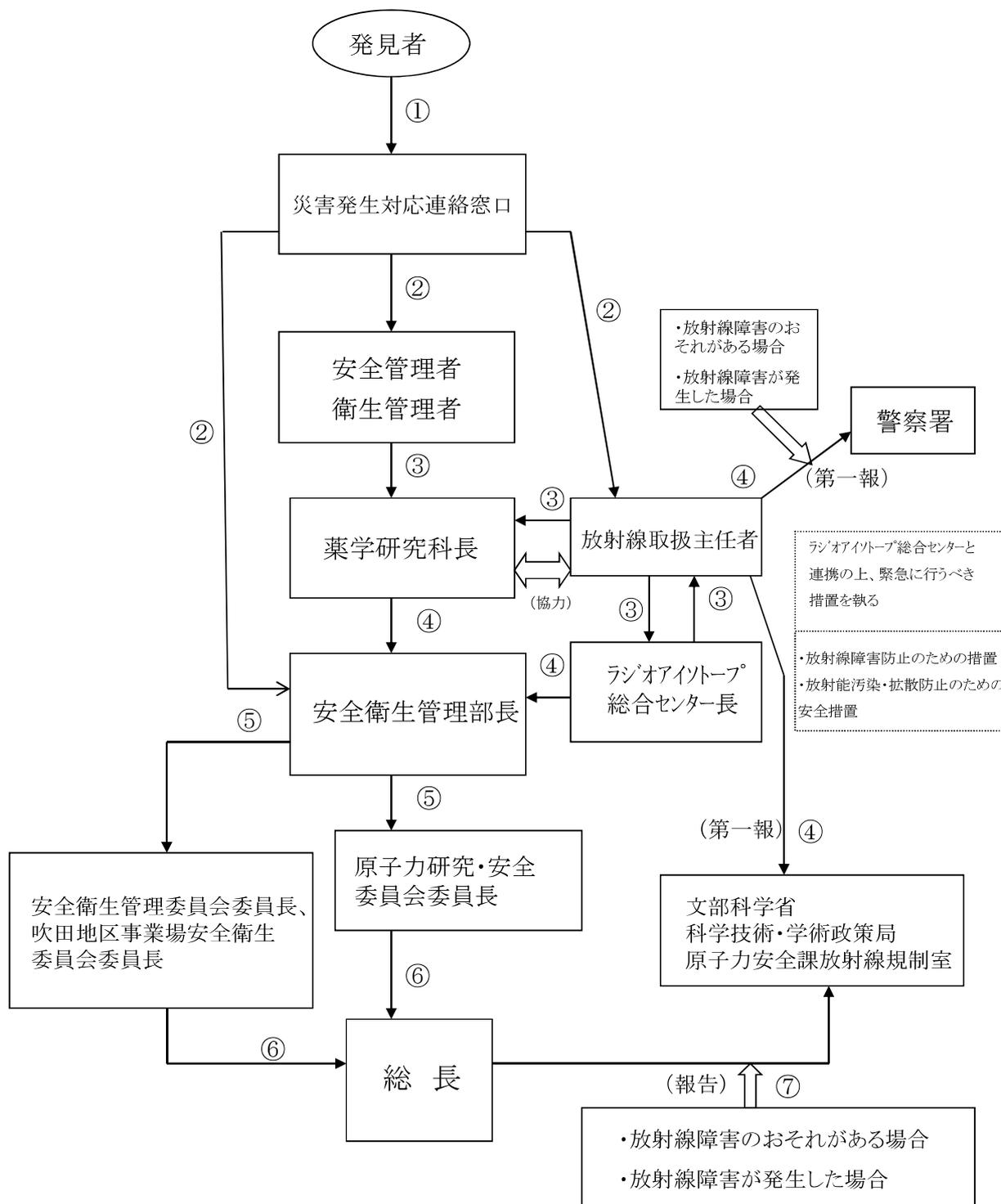
この改正は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別図（第4条関係）

大阪大学薬学研究科放射性同位元素実験室管理組織



別表1 (第19条第1項及び第20条第1項関係)



別表2 (第21条第1項関係)

